

安芸高田市企業立地奨励条例の全部を改正する条例

産業部

1. 改正の趣旨

(1) 本市における奨励制度の拡充

本市の企業立地奨励制度は、これまで工場等の新設・増設を促す目的で運用してきた。しかしながら、近年、自治体間の誘致競争が激化する中、本制度の奨励水準では、企業の立地判断を後押しするだけの魅力に乏しく、実際の誘致実績に十分結び付いていない状況にあった。

こうした中、企業誘致における本市の競争力を保つため、奨励事業者の指定要件を緩和するとともに、固定資産税の課税免除を導入するなど、本制度を拡充する。

(2) 国における成長戦略

2026 年 7 月、国において「日本成長戦略」が閣議決定され、17 の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・先端技術への成長投資を徹底する方針が示された。この「日本成長戦略」では、成長産業への投資を強力に推進し、脱炭素、デジタル化、省力化投資等の分野において大規模な投資促進策や税制措置の検討を打ち出されている。

こうした背景から、成長産業企業を誘致し、雇用の創出、地域経済の活性化につなげることを目的とし、本市の企業立地奨励制度の対象を拡大する。

2. 主な改正内容

今回の改正では、大規模投資への対応を充実させるよう税制優遇の奨励措置「立地税制措置」を新たに設けること、対象施設の拡大、さらに、新規雇用奨励金の上限引き上げなど従来の奨励措置について見直しを行うことで、企業の投資意欲に一層応える内容を目指した。

(1) 事業者の指定要件の緩和

条例第 3 条(奨励事業者の指定)

改正前	改正後
新設する工場等に対する投下固定資産総額が <u>5,000 万円以上</u> かつ新設する工場等の操業開始に伴う常勤の新規雇用者の数が 3 人以上であること。	新設する対象施設に対する投下固定資産総額が <u>3,000 万円以上</u> かつ新設する対象施設の操業開始に伴う新規雇用の常用労働者の数が 3 人以上であること。

(2) 成長産業分野の対象施設追加

※成長産業分野…「日本成長戦略」において、AI・半導体、航空・宇宙産業、防災産業をはじめとする 17 分野の産業区分が設定され、2040 年度まで中心的に投資する分野のこと。

別表第 1(第 2 条関係) 成長産業施設一覧

成長産業分野	成長産業施設
AI・半導体	半導体製造等工場、データセンター等
デジタル・サイバーセキュリティ	SOC(セキュリティ運用センター)拠点、データセンター等

情報通信	光ファイバー・通信機器製造等工場、データセンター等
量子	量子デバイス製造等工場等
防衛産業	特殊鋼材・電子機器製造等工場等
航空・宇宙	航空機部品製造等工場、衛星製造等工場等
海洋	洋上風力発電関連製造等工場等
造船	船舶用機器・エンジン製造等工場等
マテリアル(重要鉱物・部素材)	製錬・精製プラント、リサイクル(都市鉱山)処理施設、電池材料製造等工場等
合成生物学・バイオ	バイオ製造プラント(発酵・培養施設)、実証フィールド(植物工場等)等
創薬・先端医療	製薬製造等工場・原薬製造等工場、再生医療・細胞培養施設、医療機器製造等
資源・エネルギー安全保障・GX	再エネ発電事業所拠点、水素製造・供給拠点、ゼロエネ関連建築・設備製造等工場等
フュージョンエネルギー	超電導コイル関連製造等工場
フードテック	代替タンパク質製造等工場(培養肉・植物性食品)、スマート農業・植物製造等工場等
防災・国土強靱化	防災資機材製造等工場等
港湾ロジスティクス	物流倉庫等
コンテンツ	スタジオ施設等

(3) 奨励措置の充実

別表第2(第4条関係) 奨励措置一覧

① 立地税制措置(新規措置)

新設した対象施設の用に供する土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税免除ができるよう措置を設ける。

措置要件	措置期間
投下固定資産総額が30億円以上かつ新規雇用常用労働者の数が5人以上であること。	13年間
投下固定資産総額が10億円以上かつ新規雇用常用労働者の数が3人以上であること。	10年間
投下固定資産総額が1億円以上かつ新規雇用常用労働者の数が3人以上であること。	8年間

② 立地奨励金

改正前	改正後
算定方法：固定資産税相当額 ※1年度につき上限1,500万円 措置期間：3年間	算定方法： <u>投下固定資産総額×2%</u> ※1年度につき上限1,500万円 措置期間：3年間

③ 新規雇用奨励金

改正前	改正後
算定方法：新規雇用 1 人当たり 12 万円 ※上限 600 万円 ※市内在住要件あり 交付回数：1 回限り	算定方法： <u>新規雇用 1 人当たり 18 万円</u> <u>※1 年度につき上限 900 万円</u> ※市内在住要件あり 措置期間： <u>3 年間</u>

④ 設備投資奨励金 ※従前と同様

算定方法：(対象施設の整備費－土地の取得価格)×5% ※上限 500 万円 交付回数：1 回限り
--

⑤ 土地取得奨励金

改正前	改正後
算定方法：対象施設の土地取得価格× 5% ※上限 1,000 万円 ※土地の取得面積が 5,000 m ² を超えた場合のみ適用 交付回数：1 回限り	算定方法：対象施設の土地取得価格× <u>10%</u> ※上限 1,000 万円 ※土地の取得面積が 5,000 m ² を超えた場合のみ適用 <u>※立地税制措置の対象事業者</u> <u>は除く</u> 交付回数：1 回限り

3. 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日